

保健施設利用券の使用できる施設の譲渡について

保健施設利用券が使用できる施設の譲渡について以下のとおりお知らせいたします。

施設名	内容	期日（期間）
三重県市町村職員共済組合 保養所「サンペルラ志摩」	譲渡	令和6年4月1日

※令和6年4月1日以降、保健施設利用券は使用できません。